

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号ただし書の規則で定める行為)

第2条 条例第2条第2号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設等において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号口に掲げるものを除く。)
- (2) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした施設
- (3) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域
- (4) 土壌汚染対策法第17条の規定による汚染土壌の運搬に関する基準に従い汚染土壌を一時的に保管する施設
- (5) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設
- (6) 汚染された土砂等を処理するための施設で知事が指定するもの

2 前項第6号の指定は、告示によって行う。

一部改正〔平成23年規則8号・29年16号・令和2年20号〕

(土砂基準)

第3条 条例第5条第1項の土砂基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の土砂基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(水質基準)

第4条 条例第6条第1項の水質基準は、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の水質基準に適合しているかどうかは、土砂等の埋立て等の区域内の浸透水を採取し、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査)

第4条の2 条例第7条の2第1項本文の規定で定める日は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る措置が完了した日とする。

2 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査は、前項に規定する日から6月ごとに行わなければならない。

3 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査のための試料の採取は、知事が指定する期日において、知事が指定する職員の立会いの下に行わなければならない。

4 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の区域内の浸透水を採取し、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

追加〔令和2年規則20号〕

(条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査)

第4条の3 前条第2項の規定は条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査について、前条第3項の規定は条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査のための試料の採取について、それぞれ準用する。

2 条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該土地を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。

追加〔令和2年規則20号〕

(条例第7条の2第2項の規定による検査の報告)

第4条の4 条例第7条の2第2項の規定による報告は、第4条の2第1項に規定する日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内に、水質・土壌検査報告書(様式第1号)を提出して行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
- (2) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書(様式第1号の2)
- (3) 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。))が発行したものに限り。

追加〔令和2年規則20号〕

(公共的団体の範囲)

第5条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- (4) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合(これらの者が同法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限り。)
- (8) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合(同法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限り。)
- (9) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により認可された市街地再開発組合(同法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限り。)

一部改正〔平成16年規則5号・17年64号・19年37号・23年8号〕

(条例第9条第5号の規則で定める特定事業)

第6条 条例第9条第5号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供するために行う特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために行う特定事業  
(周辺住民への特定事業の周知)

第6条の2 条例第9条又は条例第14条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)は、条例第9条の2第1項(条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催に当たって、あらかじめ、周辺住民に対し、説明会の開催の日時及び場所を適切な方法により周知するものとする。

2 条例第9条の2第2項(条例第14条第4項において準用する場合を含む。)のその責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、申請予定者以外の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。

追加〔令和2年規則20号〕

(許可の申請)

第7条 条例第10条第1項の申請書は、特定事業許可申請書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
- (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図(測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限り。)

- (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
- (5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調査及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- (7) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図
- (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (10) 特定事業が別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (11) 条例第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料
- (12) 申請者(申請者が法人の場合にあっては、その役員(条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。)を含む。)が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3)
- (13) 申請者が未成年者(条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (14) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (16) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (17) 法定代理人・役員・使用人等一覧表(様式第2号の4)
- (18) その他知事が必要と認める書類

3 条例第10条第2項の申請書は、特定事業(一時堆積事業)許可申請書(様式第3号)によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第10号から第17号までに掲げる書類
- (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第5号に掲げる書類
- (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図(測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。)
- (5) その他知事が必要と認める書類

5 第2項第5号及び前項第3号の特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。

一部改正〔平成17年規則6号・令和2年20号〕

(構造上の基準)

第8条 条例第12条第1項第3号(条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める構造上の基準は別表第3に、条例第12条第2項第3号(条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める構造上の基準は別表第4に定めるとおりとする。

(条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタの規則で定める使用人)

第9条 条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタ(これらの規定を条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの



一部改正〔令和2年規則20号〕

(構造上の基準に係る適用除外)

第10条 条例第12条第3項(条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める行為は、別表第5に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 特定事業区域又は特定事業場の面積に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条の申請書に記載された当該面積(当該面積について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの)から10パーセント以上増加するもの
- (2) 特定事業に使用される土砂等の量に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条第1項の申請書に記載された当該土砂等の量(当該土砂等の量について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの)から10パーセント以上増加するもの
- (3) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造に係る変更であって、次のいずれかに該当するもの(当該変更について、条例第14条第4項において準用する条例第12条第3項の規定が適用されるものを除く。)。
  - ア 擁壁又は別表第3の5の項に規定するのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設を変更するもの
  - イ 別表第3の1の項、2の項又は6の項から8の項までのいずれかに規定する措置を変更するもの
  - ウ 当該変更により、のり面の勾配について、垂直距離に対する水平距離が減少するもの

2 条例第14条第2項の申請書は、特定事業変更許可申請書(様式第4号)によるものとする。

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項第2号から第11号まで及び第18号並びに同条第4項各号(同項第1号にあっては、同条第2項第2号、第4号、第10号及び第11号に係るものに限る。)に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第14条第3項の規定による規則で定める事項は、条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条第1項第6号セに規定する法定代理人
- (2) 役員
- (3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- (4) 第9条に規定する使用人

5 条例第14条第3項の規定による届出は、同項の変更があった日から15日(次項の規定により法人の登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に、特定事業変更届(様式第5号)を提出して行わなければならない。

6 前項の届出書には、第7条第2項各号(同項第11号に係るものを除く。)及び第4項各号(同項第1号にあっては、同条第2項第11号に係るものを除く。)に掲げる書類のうち届出に係る書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成17年規則6号・令和2年20号〕

(土砂等の搬入の届出)

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、特定事業区域への土砂等の搬入を開始する日の3日前までに、土砂等搬入届(様式第6号)を提出して行わなければならない。ただし、搬入しようとする土砂等が県外土砂等である場合であって、特定事業区域へ当該県外土砂等を搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行うときは、当該一時堆積を行う場所への当該県外土砂等の搬入を開始する日の3日前までに、土砂等搬入届を提出して行わなければならない。

2 条例第15条第1項の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書(様式第7号)とする。ただし、当該土砂等が県外土砂等である場合は、土砂等採取場所証明書に、当該県外土砂等を採取した地点の位置図及び採取時の様子を撮影したカラーの写真並びに当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真を添付しなければならない。

3 条例第15条第1項の当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)とする。

4 条例第15条第1項第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

5 条例第15条第2項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として土砂等を撤去した区域ごと及び土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届を提出して行わなければならない。

- 6 条例第15条第3項の規定による届出は、同条第1項の規定により届け出た事項の変更の場合にあつては特定事業区域への土砂等の搬入の開始(特定事業区域へ県外土砂等を搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行う場合にあつては、一時堆積を行う場所への当該県外土砂等の搬入の開始)までに、同条第2項の規定により届け出た事項の変更の場合にあつては当該変更後遅滞なく、それぞれ土砂等搬入変更届(様式第7号の2)を提出して行わなければならない。
- 7 前項の届出には、条例第15条第1項又は第2項の規定により届け出た事項の変更に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同条第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 土砂等採取場所証明書
  - (2) 検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)
- 一部改正〔令和2年規則20号〕
- (土砂等管理台帳)

第12条の2 条例第15条の3の土砂等管理台帳は、様式第7号の3によるものとする。

2 土砂等管理台帳に条例第15条の3第5号に掲げる事項を記載するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類
- (2) 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

3 条例第15条の3第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可年月日及びその番号
  - (2) 特定事業場の所在地
  - (3) 特定事業の施工期間
  - (4) 特定事業区域の面積
  - (5) 特定事業に使用される土砂等の量(特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、当該特定事業に使用された土砂等の堆積が最大となったときの土砂等の量)
  - (6) 特定事業の施工を管理する者の氏名
  - (7) 土砂等の採取場所を管理する事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (8) 土砂等搬入届及び土砂等搬入変更届の提出年月日
  - (9) 土砂等の採取場所からの搬入予定量
  - (10) 展開検査等を行った者の氏名
- 追加〔令和2年規則20号〕

(土砂等の量の報告)

第13条 条例第16条の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日(特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日)から3週間以内(特定事業の全部若しくは一部を完了し、又は特定事業を廃止し、若しくは休止したときは、条例第20条第1項又は第21条第2項の規定による届出の時に、特定事業状況報告書(様式第8号)を提出して行わなければならない。

一部改正〔令和2年規則20号〕

(条例第17条第1項から第3項までの規定による水質検査)

第14条 条例第17条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業を開始した日から3月ごとに行わなければならない。

- 2 第4条の2第3項の規定は、条例第17条第2項及び第3項の規定による水質検査について準用する。
- 3 第4条の2第4項の規定は、条例第17条第1項から第3項までの規定による水質検査について準用する。この場合において、第4条の2第4項中「条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の」とあるのは「特定事業」と読み替えるものとする。
- 4 条例第17条第3項の規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる者に応じ、同表の中欄に掲げる日から、同表の右欄に掲げる時期により行わなければならない。

対象者	起算日	時期
条例第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、又は廃止した者	知事が当該特定事業に係る条例第20条第2項又は第21条第4項の規定による通知をした日	6月ごと

条例第23条第1項の規定により条例第9条の許可を取り消された者	知事が別に指定する日	1月以内及び6月ごと
---------------------------------	------------	------------

一部改正〔令和2年規則20号〕

(条例第17条第1項から第3項までの規定による土壌検査)

第15条 第4条の2第2項の規定は条例第17条第1項ただし書の規定による土壌検査について、第4条の2第3項の規定は条例第17条第2項及び第3項ただし書の規定による土壌検査のための試料の採取について、第4条の3第2項及び第3項の規定は条例第17条第1項から第3項までの規定による土壌検査について、前条第4項の規定は条例第17条第3項ただし書の規定による土壌検査について、それぞれ準用する。この場合において、第4条の3第3項中「条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地」とあるのは「特定事業区域」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和2年規則20号〕

(条例第17条第1項から第3項までの規定による検査の報告)

第16条 条例第17条第4項において準用する条例第7条の2第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の右欄に掲げる時期に、それぞれ水質・土壌検査報告書を提出して行わなければならない。

検査の区分	提出時期
条例第17条第1項の規定による検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内
特定事業が一時堆積事業である場合における条例第17条第1項の規定による検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内
条例第17条第2項の規定による検査	知事が別に指定する日
条例第17条第3項の規定による検査のうち条例第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、又は廃止した者が実施するもの	知事が当該特定事業に係る条例第20条第2項又は第21条第4項の規定による通知をした日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内
条例第17条第3項の規定による検査のうち条例第23条第1項の規定により条例第9条の許可を取り消された者が実施するもの	知事が別に指定する日から1月を経過した日から3週間以内及び当該知事が別に指定する日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内

2 第4条の4第2項の規定は、前項の報告書について準用する。

一部改正〔令和2年規則20号〕

(標識の掲示等)

第17条 条例第19条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、縦及び横それぞれ90センチメートル以上の標識により行わなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業場の所在地
- (4) 特定事業を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号
- (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
- (6) 特定事業の施工を管理する者の氏名
- (7) 特定事業の施工期間
- (8) 特定事業区域の面積
- (9) 特定事業場の見取図

3 条例第19条第2項の規定による境界を明らかにする表示は、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置して行わなければならない。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにすることができる場合にあっては、この限りでない。

(特定事業の完了の届出)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業の全部又は一部を完了した日から15日以内に、特定事業完了届(様式第10号)を提出して行わなければならない。この場合において、当該特定事業の一部を完了したものであるときは、特定事業完了届に、その完了した区域を示す図面を添付しなければならない。

一部改正〔令和2年規則20号〕

(特定事業の廃止等の届出)

第19条 条例第21条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあつては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあつてはあらかじめ、休止の届出をした特定事業を再開した場合にあつては当該特定事業を再開した日から7日以内に、特定事業廃止(休止・再開)届(様式第11号)を提出して行わなければならない。

一部改正〔令和2年規則20号〕

(承継の届出)

第20条 条例第22条第2項の規定による届出は、条例第9条の許可を受けた者の地位の承継があつた日から30日以内に、特定事業承継届(様式第12号)を提出して行わなければならない。

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地位を承継した者の住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 地位を承継した者(当該者が法人の場合にあつては、その役員を含む。)が条例第12条第1項第6号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書
- (3) 地位を承継した者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (4) 地位を承継した者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
- (5) 地位を承継した者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)
- (6) 地位を承継した者に第9条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (7) 法定代理人・役員・使用人等一覧表

一部改正〔令和2年規則20号〕

(身分を示す証明書)

第21条 条例第26条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第13号)とする。

(提出部数)

第22条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本2部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを増加し、又は減ずることがある。

一部改正〔平成20年規則29号〕

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成12年5月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第70号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月31日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則(平成13年5月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。



附 則(平成14年4月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年8月6日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条又は第14条第1項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者(次項に規定する者を除く。)又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該許可に係る条例第17条第4項の特定事業区域内の土壌中の土砂等の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条第3項及び第17条第4項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水質検査及び土壌検査に関する経過措置)

5 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の項目及び測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年2月27日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成16年2月29日から、第3条の規定は同年3月1日から、第4条の規定は同年4月1日から、第5条の規定は同年7月1日から、第6条の規定は独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の日〔平成16年7月1日〕から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「新不動産登記法」という。)による改正前の不動産登記法(明治32年法律第24号。以下「旧不動産登記法」という。)第21条第1項(旧不動産登記法第24条ノ2第3項において準用する場合を含む。)に規定する登記簿の謄本又は抄本は、第1条の規定による改正後の(中略)愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第7条第2項第4号の規定(中略)の適用については、これを登記事項証明書とみなす。新不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第21条第1項(新不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第24条ノ2第3項において準用する場合を含む。)又は新不動産登記法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第24条ノ2第3項の規定において準用する旧不動産登記法第21条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

3 この規則の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本は、第1条の規定による改正後の(中略)愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第7条第2項第1号及び第11条第5項の規定(中略)の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

4 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則(平成17年9月27日規則第64号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年8月29日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規則第17号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年9月28日規則第37号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により交付した書類とみなす。

4 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則(平成20年3月31日規則第29号抄)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第33号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に交付されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による職員の身分を示す証明書は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による職員の身分を示す証明書とみなす。

附 則(平成20年9月26日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月29日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条又は第14条第1項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者(次項に規定する者を除く。)又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該許可に係る条例第17条第4項の特定事業区域内の土壌中の土砂等の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条第3項及び第17条第4項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水質検査及び土壌検査に関する経過措置)

5 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の項目及び測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月5日規則第29号)

改正

令和元年7月9日規則第9号

(施行期日)

1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

一部改正〔令和元年規則9号〕

(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条又は第14条第1項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者(次項に規定する者を除く。)又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該許可に係る条例第17条第4項の特定事業区域内の土壌中の土砂等の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条第3項及び第17条第4項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水質検査及び土壌検査に関する経過措置)

5 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の項目及び測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日規則第7号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年7月9日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年11月26日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第20号)

この規則は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第1項の改正規定、同規則第12条の改正規定(同条第4項の次に次の3項を加える部分(同条第6項及び第7項に係る部分を除く。))に限る。)、同規則第18条の改正規定及び同規則様式第10号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月26日規則第3号)



(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条又は第14条第1項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者(附則第5項に規定する者を除く。)又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に条例第7条の2第1項又は第17条第3項の規定により水質検査又は土壌検査を行うこととされている者(次項に規定する者を除く。)のこれらの検査に係る土砂等の埋立て等の用に供した土地又は特定事業区域内の土壌中の土砂等に係る条例第7条の2第3項(条例第17条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の土砂基準及び当該土地又は特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条の2第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該許可に係る特定事業区域内の土壌中の土砂等に係る条例第7条の2第3項の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条第3項及び第7条の2第3項の水質基準については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水質検査及び土壌検査に関する経過措置)

6 この規則の施行の際現に条例第7条の2第1項又は第17条第3項の規定により水質検査又は土壌検査を行うこととされている者(次項に規定する者を除く。)のこれらの検査の測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の測定方法については、新規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月30日規則第37号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日規則第73号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1(第3条、第4条の3関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素 <sup>ひ</sup>	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.c)(注 <sup>(2)</sup> )第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

	ラム以下	
--	------	--

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものについては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。  
一部改正〔平成12年規則70号・14年53号・20年52号・23年8号・27年32号・29年16号・31年29号・令和元年7号・29号・2年20号・3年3号〕

別表第2(第4条、第4条の2関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
有機燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.c)(注 <sup>(2)</sup> 第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。  
一部改正〔平成14年規則53号・20年52号・27年32号・29年16号・31年29号・令和元年29号・2年20号・3年3号〕

別表第3(第8条、第11条関係)

<p>1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。</p> <p>2 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。</p> <p>3 土砂等の埋立て等の高さ(特定事業により生じたのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。))の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。)及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。</p>				
土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
1 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合)にあつ

	発生土及び第三種建設発生土		ては、1.5メートル)以上の勾配
	(2) その他	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
2	その他	安全計算を行い、安全が確保される高さ	安全計算を行い、安全が確保される勾配

4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定に適合すること。

5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。

6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

8 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

一部改正〔平成19年規則17号・令和2年20号〕

別表第4(第8条関係)

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等のたい積の高さが5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第5(第7条、第10条関係)

- 1 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項の規定に基づき許可を要する行為
- 2 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 4 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第20条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)及び森林法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 6 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 8 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定による許可を要する行為
- 12 河川法(昭和39年法律第167号)第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第55条第1項及び第57条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可並びに同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 14 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 17 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 18 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)第5条の規定による許可を要する行為

一部改正〔平成13年規則36号・14年38号・19年17号・23年8号・令和3年73号〕

様式第1号(第4条の4、第16条関係)水質・土壌検査報告書

水 質 ・ 土 壌 検 査 報 告 書	
年 月 日	
愛媛県知事	様 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 報告者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検査の区分	水 質 ・ 土 壌
検査試料採取者の住所、氏名及び電話番号	
検査試料採取年月日	年 月 日
検査結果	別紙のとおり
添付書類	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図</li> <li>2 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調査(様式第1号の2)</li> <li>3 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)</li> </ol>	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

追加〔令和2年規則20号〕、一部改正〔令和3年規則37号〕

様式第1号の2(第4条の4、第7条、第12条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号の2関係)検査試料採取調査書



検査試料採取調書	
愛媛県知事	様 住所 所属 職氏名 電話番号
採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等	年 月 日
検体区分	土砂等・浸透水
採取年月日	年 月 日
採取日の天候	
土砂等の採取の場合にあつては、採取深度	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。  
追加[令和2年規則20号]、一部改正[令和3年規則37号]

様式第2号(第7条関係) 特定事業許可申請書  
(表)

特定事業許可申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
特定事業場の位置及び面積	特定事業場の位置(所在地)	特定事業場の面積 平方メートル うち特定事業区域の面積 平方メートル
特定事業に供する施設の設置計画	別紙のとおり	
特定事業の施工を管理する事務所の所在地	電話番号	
特定事業の施工を管理する者の氏名		
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	別紙のとおり	
特定事業に使用される土砂等の量	立方メートル	
特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで	
特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	別紙のとおり	
特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画	別紙のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙のとおり	
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置	別紙のとおり	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
(裏)

添付書類
1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
2 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
3 特定事業場の計画平面図及び計画断面図(測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。)
4 特定事業区域内の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
5 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調査(様式第1号の2)及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)
6 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
7 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
8 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図
9 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
10 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。)別表第5に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
11 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面(様式第2号の2)及び当該周知に用いた資料
12 申請者(申請者が法人の場合にあつては、その役員(条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。)を含む。)が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書(様式第2号の3)
13 申請者が未成年者(条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。)である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
14 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
15 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)
16 申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
17 法定代理人・役員・使用人等一覧表(様式第2号の4)
18 その他知事が必要と認める書類
愛媛県収入証紙貼付欄

一部改正[平成13年規則26号・17年6号・18年53号・令和元年7号・2年20号・3年37号]

様式第2号の2(第7条、様式第2号、様式第3号、様式第4号関係)説明会等報告書

説明会等報告書	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 報告者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
特定事業場の位置（所在地）	
周知の方法	説明会の開催 （ ） その他 （ ）
周知の範囲	
開催日時	
開催場所	
説明者の役職及び氏名	
出席者数	人
周辺住民からの質問、意見、要望等及びそれらに対する回答	
特記事項	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 周知を2回以上行った場合は、周知ごとに作成すること。

3 「周知の方法」の欄には、該当するものを○で囲み、説明会により周知を行った場合は説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載し、説明会以外の方法で周知を行った場合はその方法を括弧内に記載すること。

4 周知事項を記載した書面の配布若しくは送付又は周知事項の掲示を行った場合は、「周知の範囲」の欄には当該書面の配布若しくは送付を行った地域又は当該掲示の閲覧を想定した住民の範囲を、「開催日時」の欄には当該書面の配布日若しくは送付日又は当該掲示を実施した期間を、「開催場所」の欄には当該掲示を実施した場所を、「出席者数」の欄には当該書面の配布又は送付をした件数を記載すること。

5 説明会で配布した資料（周知事項を記載した書面を配布し、若しくは送付し、又は掲示した場合は、その書面）を添付すること。  
追加[令和2年規則20号]、一部改正[令和3年規則37号]

様式第2号の3(第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係)誓約書



誓 約 書	
	年 月 日
愛媛県知事	様
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
申請者（届出者）	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
	電話番号
<p>申請者（届出者）（申請者（届出者）が法人の場合にあつては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。）を含む。）は、同号アからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。</p>	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋）  
（許可の基準）  
第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。  
(1)～(5) 省略  
(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  
ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
ウ この条例又は廃棄物処理法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあつては、当該命令の日に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者を含む。）  
オ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（同号ウに該当することにより許可を取り消された場合を除く。）にあつては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）  
カ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの  
キ カに規定する期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出があつた場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの  
ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあつては、当該命令の日に当該法人の役員であつた者を含む。）  
ケ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項又は第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可を取り消された場合を除く。）にあつては、当該取消しに係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）  
コ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの  
サ コに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があつた場合において、コの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の同令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの  
シ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  
ス 暴力団員等  
セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの  
ソ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの  
タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの  
チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者  
2・3 省略

追加[令和2年規則20号]、一部改正[令和3年規則37号]

法定代理人・役員・使用人等一覧表

申請者（届出者）が法人である場合

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名	

申請者（届出者）が未成年者である場合

法定代理人（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

法定代理人（法人である場合）

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名	

申請者（届出者）が法人である場合

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

発行済株式の総数	株	出資の額	住所又は 主たる事務所の所在地
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日又は 法人の 設立日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）第9条に定める使用人がある場合

当該使用人

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名	

注 不要な文字は、抹消すること。  
追加[令和2年規則20号]




(表)

特定事業（一時堆積事業）許可申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	申請者	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
特定事業場の位置及び面積	特定事業場の位置（所在地）	特定事業場の面積 平方メートル うち特定事業区域の面積 平方メートル
特定事業に供する施設の設置計画	別紙のとおり	
特定事業の施工を管理する事務所の所在地	電話番号	
特定事業の施工を管理する者の氏名		
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）	別紙のとおり	
年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量	立方メートル
	年間の搬出予定量	立方メートル
特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで	
特定事業場の構造	別紙のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙のとおり	
特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	別紙のとおり	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
(裏)

添付書類
1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
2 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
3 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
4 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
5 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調査（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
6 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
7 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
8 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料
9 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）
10 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
11 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
12 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
13 申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
14 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）
15 その他知事が必要と認める書類
愛媛県収入証紙貼付欄

一部改正〔平成13年規則26号・17年6号・18年53号・令和元年7号・2年20号・3年37号〕

 様式第4号(第11条関係) 特定事業変更許可申請書



(表)

特定事業変更許可申請書		年	月	日
愛媛県知事	様			
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	申請者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)			
	電話番号			
許可番号等		年	月	日
		第		号
変更の内容	変更後	変更前		
変更の理由				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
(裏)

添付書類 (その内容に変更がない限り、添付を要しない。)
1 特定事業 (一時堆積事業を除く。) の変更に係る申請の場合には、次の書類
(1) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
(2) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図 (測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。)
(3) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書 (申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類) 及び公図の写書し
(4) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書 (様式第1号の2) 及び当該検査の結果を証明する書面 (環境計量士が発行したものに限る。)
(5) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
(6) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
(7) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図
(8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
(9) 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則 (平成12年愛媛県規則第36号) 別表第5に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
(10) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成12年愛媛県条例第2号) 第14条第4項において準用する同条例第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面 (様式第2号の2) 及び当該周知に用いた資料
(11) その他知事が必要と認める書類
2 特定事業 (一時堆積事業) の変更に係る申請の場合には、次の書類
(1) 1(1)、(3)、(9)及び(10)に掲げる書類
(2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
(3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、1(4)に掲げる書類
(4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図 (測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。)
(5) その他知事が必要と認める書類
愛媛県収入証紙貼付欄

一部改正 [平成17年規則6号・18年53号・令和元年7号・2年20号・3年37号]

様式第5号 (第11条関係) 特定事業変更届

(表)

特 定 事 業 変 更 届		
愛媛県知事	様	年 月 日
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
届出者	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
変 更 の 内 容	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
(裏)

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る届出の場合には、次の書類

- (1) 届出者の住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
- (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
- (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（届出者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
- (5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- (7) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (8) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図
- (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (10) 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- (11) 届出者（届出者が法人の場合にあつては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）が、同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）
- (12) 届出者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (13) 届出者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
- (14) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
- (15) 届出者に規則第9条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (16) 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）
- (17) その他知事が必要と認める書類

2 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る届出の場合には、次の書類

- (1) 1(1)、(2)、(4)及び(10)から(16)までに掲げる書類
- (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
- (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、1(5)に掲げる書類
- (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

全部改正〔令和2年規則20号〕、一部改正〔令和3年規則37号〕


様式第6号(第12条、第12条の2、様式第7号の2関係) 土砂等搬入届



土 砂 等 搬 入 届		年 月 日
愛媛県知事	様	
	届出者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
許 可 番 号 等	年 月 日 第 号	
土砂等の採取場所の所在地		
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号		
土砂等の搬入予定量等	当該採取場所からの搬入予定量 立方メートル (うち今回の搬入量 立方メートル)	
土 砂 等 の 区 分		
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号		
県外土砂等を特定事業区域に搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行う場所の所在地及び当該一時堆積の期間	所在地	
	期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類		
1 土砂等採取場所証明書（様式第7号） 2 検査試料採取調査書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これらの書類の添付を省略することができる。		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。  
一部改正〔平成13年規則26号・18年53号・令和元年7号・2年20号・3年37号〕


 様式第7号(第12条、様式第6号、様式第7号の2関係) 土砂等採取場所証明書



土砂等採取場所証明書	
採取場所の所在地	
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名
	発注者 住所 氏名 電話番号
	工事施工期間
建設工事等に係る土砂等の発生量	
特定事業区域への土砂等の搬入予定量	
証明に係る土砂等の量	
土砂等の区分	
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号	
<p>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第9条の許可を受けた者が特定事業区域に搬入する土砂等は、上記のとおり採取された土砂等であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物でないこと及び当該廃棄物の混入がないことを証明します。</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 採取場所の責任者 氏 名 電話番号</p>	
<p>添付書類（搬入する土砂等が県外土砂等である場合に添付すること。）</p> <p>搬入する県外土砂等を採取した地点の位置図及び採取時の様子を撮影したカラーの写真並びに当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真</p>	


注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。  
一部改正〔平成18年規則53号・令和元年7号・2年20号・3年37号〕

 様式第7号の2（第12条、第12条の2関係）土砂等搬入変更届

土 砂 等 搬 入 変 更 届		年	月	日
愛媛県知事	様			
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
届出者	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
	電話番号			
許可年月日及び許可番号		年	月	日 第 号
変更に係る土砂等搬入届の日付		年	月	日
変 更 の 内 容	変更後	変更前		
変 更 の 理 由				
添付書類（土砂等搬入届（様式第6号）に添付した書類から内容に変更がない場合は、添付を要しない。）				
1 土砂等採取場所証明書（様式第7号）				
2 検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これらの書類の添付を省略することができる。				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
追加[令和2年規則20号]、一部改正[令和3年規則37号]

 様式第7号の3(第12条の2関係)土砂等管理台帳

土砂等管理台帳 (一時堆積事業以外) ( 年 月分)			
(許可事業者名: )			
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業場の所在地		特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>
特定事業に使用される土砂等の量	m <sup>3</sup>	特定事業の施工を管理する者の氏名	
土砂等の採取場所の所在地		土砂等の採取場所の事業者の氏名(名称)及び住所	
土砂等搬入届の提出年月日	年 月 日	土砂等の採取場所からの搬入予定量	m <sup>3</sup>
土砂等搬入変更届の提出年月日	年 月 日		
搬入日	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名
前月までの累計	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
	m <sup>3</sup>		
計	m <sup>3</sup>		
累計	m <sup>3</sup>		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、特定事業区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。
- 3 「展開検査等の結果」の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。
- 4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第15条の3第5号に掲げる事項を記載する場合には、別紙に記載の上、添付すること。

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出年月日	年 月 日	搬入年月日	年 月 日	作成者 役職・氏名		
搬出事業者	氏名又は名称	搬出事業者の管理者	氏名又は名称	土砂等の量	全搬出量	m <sup>3</sup>
	住所 〒		住所 〒		今回の搬出量	m <sup>3</sup>
	電話番号		電話番号・担当者氏名		残量	m <sup>3</sup>
区分	運搬・保管方法	運搬者又は保管者	運搬先又は保管事業場	開始年月日	終了年月日	特記事項
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒			
		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒			
		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日	
		住所 〒	住所 〒			



<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称			
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称			
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			

添付書類

- 1 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類
- 2 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

注1 特定事業場へ県外土砂等が搬入されるたびに、当該県外土砂等の運搬及び保管の状況を確認し、記載すること。

注2 運搬者若しくは保管者又は運搬方法若しくは保管方法が切り替わるたびに記載すること。  
様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業)

土砂等管理台帳(一時堆積事業) ( 年 月分)								
(許可事業者名: )								
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	特定事業の施工期間		年 月 日から 年 月 日まで				
特定事業場の所在地		特定事業区域の面積		m <sup>2</sup>				
特定事業に使用された土砂等の堆積が最大となった場合の土砂等の量	m <sup>3</sup>	特定事業の施工を管理する者の氏名						
土砂等の採取場所の所在地		土砂等の採取場所の事業者の氏名(名称)及び住所						
土砂等搬入届の提出年月日	年 月 日	土砂等の採取場所からの搬入予定量		m <sup>3</sup>				
土砂等搬入変更届の提出年月日	年 月 日							
日付	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名	土砂等の搬出量				備考
				搬出先( )	搬出先( )	搬出先( )	計	
前月までの累計	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
計	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
累計	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、特定事業区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。

3 「展開検査等の結果」の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。

4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第15条の3第5号に掲げる事項を記載する場合には、別紙に記載の上、添付すること。

搬出年月日	年 月 日	搬入年月日	年 月 日	作成者 役職・氏名			
搬出事業者	氏名又は名称		氏名又は名称		土砂等の量	全搬出量	m <sup>3</sup>
	住所 〒		住所 〒			今回の搬出量	m <sup>3</sup>
	電話番号		電話番号・担当者氏名			残量	m <sup>3</sup>
区分	運搬・保管方法	運搬者又は保管者	運搬先又は保管事業場	開始年月日	終了年月日	特記事項	
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒				
		連絡先	連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒				
		連絡先	連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒				
		連絡先	連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒				
		連絡先	連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒	住所 〒				
		連絡先	連絡先				
添付書類							
1 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類 2 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真							

注1 特定事業場へ県外土砂等が搬入されるたびに、当該県外土砂等の運搬及び保管の状況を確認し、記載すること。  
 注2 運搬者若しくは保管者又は運搬方法若しくは保管方法が切り替わるたびに記載すること。  
 追加[令和2年規則20号]、一部改正[令和3年規則37号]

特定事業状況報告書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号			
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで		
特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>		
実施済面積 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、堆積の面積)	m <sup>2</sup>		
特定事業に使用される土砂の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の堆積が最大となったときの土砂等の量)	m <sup>3</sup>		
報告に係る期間の初日の前日までに特定事業に使用された土砂等の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、報告に係る期間の初日の前日において一時堆積をしていた土砂等の量)	m <sup>3</sup>		
搬入された土砂等の量	合計	m <sup>3</sup>	
	内 訳	土砂等の採取場所	土砂等の量
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
搬出した土砂等の量（一時堆積事業である場合に限る。）	合計	m <sup>3</sup>	
	内 訳	土砂等の搬出先	土砂等の量
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
報告に係る期間の末日における土砂等の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、報告の期間の末日において一時堆積をしていた土砂等の量)	m <sup>3</sup>		
展開検査等の結果	異常あり ・ 異常なし		
	(異常ありの場合は、異常の内容及び措置の内容)		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。  
 全部改正〔令和2年規則20号〕、一部改正〔令和3年規則37号〕

様式第9号 削除  
 削除〔令和2年規則20号〕

様式第10号(第18条関係) 特定事業完了届



特 定 事 業 完 了 届	
年 月 日	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了の区分	全部完了・一部完了
完了年月日	年 月 日
検査希望日	年 月 日
添付書類 特定事業の一部の完了に係るものであるときは、その完了した区域を示す図面を添付すること。	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 不要な文字は、抹消すること。  
一部改正〔平成13年規則26号・18年53号・令和元年7号・2年20号・3年37号〕

**様式第11号(第19条関係) 特定事業廃止(休止・再開)届**

特 定 事 業 廃 止 ( 休 止 ・ 再 開 ) 届	
年 月 日	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
廃止（休止・再開） 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業の廃止の場合にあつては、特定事業区域の構造	別紙のとおり
特定事業の休止の場合にあつては、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別紙のとおり
特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積	㎡

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 不要な文字は、抹消すること。  
一部改正〔平成13年規則26号・18年53号・令和元年7号・2年20号・3年37号〕

**様式第12号(第20条関係) 特定事業承継届**

特 定 事 業 承 継 届	
年 月 日	
愛媛県知事	様
届出者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
承 継 前 の 事 業 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
添付書類	
1 地位の承継の事実を証する書面	
2 地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）	
3 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）	
4 地位を承継した者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員住民票の写し）	
5 地位を承継した者が法人である場合にあっては、その役員住民票の写し	
6 地位を承継した者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつたときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）	
7 地位を承継した者に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し	
8 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
一部改正〔平成13年規則26号・17年6号・18年53号・令和元年7号・2年20号・3年37号〕

様式第13号(第21条関係) 身分証明書 (表)

身 分 証 明 書	
第 号	
写真	所 属
	職 名
	氏 名
年 月 日生	
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第26条第1項の規定による立入検査等に従事する職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
年 月 日限り有効	
愛媛県知事 印	

(裏)

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋） （立入検査等）
<b>第26条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関する者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関する者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等に関する場所立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で取去ることができる。
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
<b>第6章 罰則</b>
<b>第31条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)の2 省略 (4) 第26条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (5) 第26条第1項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成20年規則33号・令和2年20号〕